

# 全国旅行支援「いざ、神奈川！」 交通を含む旅行商品の基準について

交通付きの旅行商品※<sup>1</sup>で次の基準を満たすもの（ただし発着地が同一のもの、特定の利用者のみを提供されるもの、送迎のために無料で行われるものは対象外）

交通種別	基準
航空機	航空機による移動を含むものは <u>全て対象</u> とする。
鉄道	<u>1乗車で片道50キロ以上の有料列車※<sup>2</sup>の利用</u> を含むものを対象とする。
乗合バス	<u>1乗車で片道50キロ以上の利用</u> を含むものを対象とする
貸切バス	<u>貸切バスの2時間以上の利用</u> を含むものを対象とする。
タクシー・ハイヤー	<u>直線距離で片道50キロ以上の利用</u> を含むものを対象とする。
内航航路	<u>1乗船で発着する港間の直線距離が片道50キロ以上の利用</u> を含むものを対象とする。
離島航路	離島航路の利用を含むものは、 <u>全て対象</u> とする。

※<sup>1</sup> 個人で交通手段と宿泊等を別々にお申し込みの場合は、交通付き旅行商品の対象外となります。

※<sup>2</sup> 新幹線やJR特急など、運賃だけでは乗車できない列車。ただし、普通列車グリーン車など、一部の車両・座席にだけ追加料金が生じる列車は含みません。

※<sup>3</sup> 上記のものを含む交通付き旅行商品の詳細については、登録事業者にご確認ください。